高・特

埼玉県立学校臨時的任用教職員、任期付教員及び非常勤講師の登録者募集について

埼玉県教育局市町村支援部教職員採用課

県立学校（高等学校及び特別支援学校）における欠員補充や、休職等で勤務することができない教員・事務職員等の代替としての臨時的任用教職員及び非常勤講師を随時募集しています。併せて、育児休業等の代替としての任期付教員を随時募集しています。（いずれも年齢不問）

【教員免許資格が必要な職種の登録を希望の方】教員免許更新制が廃止され、免許状が休眠状態の場合でも、令和4年7月1日以降であれば手続なく有効な免許状となり、どなたでも応募が可能となりました。皆様のご応募をお待ちしております。

※令和4年7月1日時点で既に有効期限を経過している場合も登録は可能ですが、教員として任用されるまでに教員免許が有効となっている必要があります。詳細は埼玉県教育委員会ホームページを御確認ください。

１　募集職種

勤務形態	職種
臨時的任用教職員	免許資格職　高等学校教員、特別支援学校教員、養護教員、司書、栄養士 非免許資格職　事務職員、技能職員、実習助手、寄宿舎指導員
任期付教員	免許資格職　高等学校教員、特別支援学校教員、養護教員
非常勤講師	免許資格職　高等学校非常勤講師、特別支援学校非常勤講師

※令和２年度から、非常勤講師は会計年度任用学校職員としての募集となります。

※事務職員等に係る任期付職員の登録は「育児休業等代替職員・任期付短時間勤務職員登録案内」を御参照ください。

２　応募資格

⑴　教員については教諭普通免許状又は看護師の資格を有している者（いずれも取得見込みの者を含む）

⑵　栄養士については栄養士免許状又は管理栄養士免許状、司書については司書資格を有している者（いずれも取得見込みの者を含む）

⑶　地方公務員法第16条及び学校教育法第９条の欠格事項に該当しない者

⑷　平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）に該当しない者

３　応募方法

・応募には、埼玉県のホームページから**電子申請**による申込書の提出が必要です。
ＨＰ：https://www.pref.saitama.lg.jp/f2210/rinjitekininyokyosyokuin/index.html

・顔写真の電子データ（使用可能形式：jpeg, jpg, gif）を事前に準備してください。

埼玉県　臨時的任用　検索

・任用を希望する年度ごとに提出してください。応募は随時受け付けています。

・障害の種別や状況など個々のケースに応じて配置先や職務内容を配慮します。配慮を希望する者は、その理由及び希望する配慮の内容を「志望理由・自己ＰＲ等」欄に記入してください。

※やむを得ない事情により電子申請による申込みができない場合のみ、以下のとおり郵送又は持参により御提出ください。

提出先	提出書類
〒330-9301　さいたま市浦和区高砂３－１５－１（埼玉県庁第２庁舎４階） **埼玉県　教育局　市町村支援部　教職員採用課　採用試験担当** ※郵送の場合、封筒の表に「**臨時的任用等希望**」と朱書すること。	**「埼玉県立学校臨時的任用教職員等申込書」１部** ※任用を希望する年度を明記して提出すること。

4　勤務条件等

⑴ 臨時的任用教職員

・任 用 期 間：１年以内に限られます。

・勤 務 時 間 等: 本採用教職員に準じます。（常勤）

・給　　与:職種や経歴によって異なります。以下は、新卒者がすぐに任用された場合の初任給の一例です。

（令和８年４月時点）

教諭、養護教諭	大学卒	約309,000円
	短大卒	約284,000円
助教諭、講師 養護助教諭	大学卒	約303,000円
	短大卒	約284,000円

主事 司書	大学卒	約249,000円
	短大卒	約235,000円
	高校卒	約221,000円
栄養技師	大学卒	約270,000円
	短大卒	約252,000円

※支給要件に該当する場合には、通勤手当、住居手当、扶養手当等が支給されます。

⑵ 任期付教員　※事務職員等の場合は「育児休業等代替職員・任期付短時間勤務職員登録案内」を御参照ください。

・任 用 期 間：育児休業、配偶者同行休業又は育児短時間勤務を行う本採用者がいた場合に、その期間を任期の限度として採用します。

・勤務時間等：育児休業・配偶者同行休業の代替の場合は、本採用教員に準じます（常勤）。育児短時間勤務の代替の場合は、本務者の勤務時間等に応じて以下の短時間勤務のいずれかになります。

①１日当たり３時間50分(週19時間10分)　②１日当たり２時間50分(週14時間10分)
③週２日(週15時間30分)　④週２日半(週19時間20分)

・給　　与：本採用者に準じます（短時間勤務の場合は、勤務時間に応じます）。

⑶ 非常勤講師（会計年度任用学校職員）

・任 用 期 間：１年以内に限られます。

・勤務時間等：教科（科目）の授業を担当

・報　　酬：週当たりの勤務時間等によって異なります。以下は、週１時間（コマ）で６月以上の任期での月額の例です。（令和８年４月現在、免許法第４条第２項に規定する普通免許状所有者の場合）

【高等学校】 月9,381円　【特別支援学校】 月10,382円

※原則として、一会計年度における任期が６月以上で、基準日（６月１日、１２月１日）に在職する者には期末・勤勉手当が支給されます。

5　採用等について

・臨時的任用教職員・非常勤講師（会計年度任用学校職員）は、必要が生じた場合に採用等します。（応募しても必ず採用等されるとは限りません。）

・任期付教員は、本務者の休業等により必要が生じた場合に、選考等の上、採用します。（応募しても必ず採用されるとは限りません。）

6　留意事項等

⑴　公立学校に採用等された場合、法令等により職務遂行上又は身分上守るべき義務や規律が定められています。

〈地方公務員の服務に係る規定（抜粋）〉

・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務　・職務に専念する義務　・営利企業等の従事制限

・信用失墜行為の禁止（職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはなりません。）

・秘密を守る義務（職員は、在職中たると退職後たるとを問わず、職務上知り得た秘密を漏らすことはできません。）

⑵　「教員免許更新制の廃止」に関して、「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」が施行されました。令和４年７月１日以降に免許状の有効期限を迎える方は、免許状更新講習の受講や免許の更新等手続の必要がなくなりました。詳細については、埼玉県教育委員会ホームページ又は文部科学省ホームページを御確認ください。

埼玉県　教員免許　検索

⑶　採用等に当たり、令和８年12月25日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等の措置に関する法律（こども性暴力防止法）に基づき、特定性犯罪（＊）の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、採用等できません。

＊「特定性犯罪」について

次の期間内の前科が対象となります。

(1) 拘禁刑の執行が終わってから２０年が経過していないもの

(2) 拘禁刑の執行猶予の判決が確定してから１０年が経過していないもの

(3) 罰金刑の執行が終わってから１０年が経過していないもの

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの